七ヶ浜町男女共同参画推進委員募集要項

（任期：令和７年（２０２５年）４月１日～令和９年（２０２７年）３月３１日）

（趣旨）

第１条　この要項は，七ヶ浜町男女共同参画推進委員会設置要綱第３条第１項第４号に規定の一般公募による町民の公募に係る手続等に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員の公募）

第２条　七ヶ浜町男女共同参画推進委員会の一般公募による町民の公募方法は，個人応募の一種類とする。

（応募資格）

第３条　一般公募による委員の資格は，開催する会議（年に数回程度）に出席できる１８歳以上の者で，男女共同参画社会推進に関心があり，積極的に男女共同参画社会の推進に貢献したい意思を持つ者であって，七ヶ浜町に住所を有する者とする。

２　前項に該当する者であっても，国または地方公共団体の議員及び職員（嘱託及び臨時職員含む）の者の応募はできないこととする。

（募集）

第４条　委員の募集は，広報しちがはまに掲載して行う。

２　委員の募集期間は，令和７年３月１日（土）から３月２５日（火）までとする。

３　募集する人員の定数は３名以内とする。

（応募書類）

第５条　次の書類を郵送または持参により提出する。

　（１）　七ヶ浜町男女共同参画推進委員応募申込書（別紙）

　（２）　作文（テーマ「七ヶ浜町の男女共同参画について考えていること」）

２　なお，作文には氏名を記入し，字数や様式は自由とする。また，提出された応募書類は返却しない。

（応募申込書の入手先）

第６条　応募申込書は，町中央公民館の窓口にて入手できることとする。

（応募受付）

第７条　募集期間中（休館日を除く）に生涯学習課（中央公民館内）において受け付ける。

２　郵送の場合は，令和７年３月２５日（火）までに到着したものを受け付ける。

　　　郵送先：〒９８５－０８０２　七ヶ浜町吉田浜字野山５－９

七ヶ浜町中央公民館　男女共同参画担当　宛て

（委員の決定）

第８条　町長は，応募者について第3条に規定する資格に該当するか審査し，定数の範囲内において委員を決定する。

（決定の通知）

第９条　町長は，前条の規定により委員の決定をしたときは，委員に決定した者および委員に決定されなかった者にその旨を通知するものとする。